

## 吾妻郡町村議会議長会 講演会のお知らせ

吾妻郡町村議会議長会では、急激な人口減少がすすむ吾妻郡において、20年後に迫っている「2040年問題」をテーマに講演会を開催いたします。

- 日時 10月10日(木) 午後2時～午後4時
  - 会場 東吾妻町コンベンションホール
  - 演題 「2040構想の山村地域への適用」
  - 講師 山下祐介氏(首都大学東京 教授)
  - 定員 一般150名(先着)
- ※議員研修会なので、議員の方と一緒にの聴講となります。

- 入場料 無料
- お問い合わせ 吾妻郡町村議会議長会事務局(中之条町大字西中之条135番地)  
☎0279-75-4700 担当 福田義治



山下 祐介氏  
(首都大学東京 教授)

### 国民年金



#### 国民年金保険料「産前産後期間」の免除について

国民年金第1号被保険者が平成31年2月1日以降出産を行った際に、出産前後一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

●免除期間 予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間)

●届出方法 出産予定日の6カ月前から提出可能です。役場の国民年金担当窓口へ以下のものを提出してください。  
・国民年金被保険者関係届書(申出書)  
・母子手帳の写し等の出産予定日が証明できるもの

#### 年金生活者支援給付金制度が10月1日からはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

#### ●対象となる方

・老齢基礎年金を受給している方

(以下の要件を満たしている必要があります)

- ・65歳以上である
  - ・世帯員全員が、市町村民税が非課税となっている
  - ・年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である
  - ・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
- (以下の要件を満たしている必要があります)
- ・前年の所得額が約462万円以下である

#### ●請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

※年金生活者支援給付金のご請求でお困りになった時には、「給付金専用ダイヤル」☎0570・05・4092 または「渋川年金事務所」☎0279・22・1607へお問い合わせください。

## 消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188(局番なし)は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしたしまった」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

### 一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです。困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)」までお電話を。『泣き寝入りは超いやや(188)!』で覚えてね!



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「イヤヤン」

## 中之条税務署からの重要なお知らせ

令和元年10月から、中之条税務署で行っていた申告書の入力などの内部事務を、前橋税務署内の「事務処理センター」で集約処理することとしました。これに伴い申告書、届出書等の郵送による提出先が変更となります。納税証明書の交付、現金領収、窓口での相談(事前予約制)等は、従来どおり中之条税務署で行います。

なお、窓口での相談は、事前予約されずにお越しいただいても、相談対応できない場合がありますので、ご注意ください。

●**提出先** 〒371-186

86 前橋税務署 事務処理センター(中之条税務署)

※郵便番号と宛名のみ記載してください。

●**電話相談** 中之条税務署

☎0279・75・3355

※自動音声案内で「1」を選択後、「ご相談内容に応じた番号を選択すると、電話相談

センターにつながります。※事前予約は、自動音声案内で「2」を選択してください。

## 屋外広告物美化キャンペーンを実施します

9月1日～9月10日は国土交通省が定める「屋外広告物適正化旬間」です。県では、今年度については、

来年度「群馬デザインেশョンキャンペーン」が開催されることから、例年より期間を延長し、9月1日～12月31日を「屋外広告物美化キャンペーン」実施期間として、違反簡易広告物の是正指導等、屋外広告物の適正表示に向けた取り組みを重点的に実施します。

高山村で屋外広告物を設置するためには、群馬県屋外広告物条例に従って、原則、許可を受けることが必要です(小規模な自家広告物等、一部の場合を除く)。許可申請窓口は、下記問い合わせ先の中の条土木事務所です。ルールを守って、適正な

屋外広告物の設置をしましょう。

●**お問い合わせ** 中之条土木事務所施設管理係

☎0279・75・3047

## 10月は土地月間です —土地価格などの無料相談会のお知らせ—

土地は限られた貴重な資源であり、生活や経済に欠かせない基盤です。皆さんに土地についての関心を高め、理解を深めていただくとうと、国土交通省によって毎年10月は「土地月間」と定められました。

これにあわせて、群馬県と(公社)群馬県不動産鑑定士協会では、県内10会場で土地価格などの無料相談会を実施します。お気軽にお出かけください。

●**日時** 10月4日(金)10時～15時

●**会場** 前橋市役所、高崎市役所、桐生市役所、伊勢崎市役所、太田市役所、テラス沼田、館林市役所、渋川市役所

本庁舎、藤岡市役所、富岡市役所議会議棟

●**内容** 不動産鑑定士が、土地・建物価格や地代、家賃などの相談に応じます。

●**お問い合わせ** 群馬県地域政策課(☎027・226・2366)(公社)群馬県不動産鑑定士協会(☎027・243・3077)

## 林業退職金共済制度(林退共)の退職金請求について

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のための退職金制度です。

以前、林業の仕事に従事されたことがあり、その当時、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。最寄りの支部または本部へお問い合わせください。

●**お問い合わせ先** 独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部 〒170-18055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池

袋ビル ☎03・6731・2889 FAX 03・6731・2890  
詳しくはホームページでもご案内しております。  
<http://www.rintaikyotaisyokukin.go.jp/>

## 社会保険労務士による無料相談会のお知らせ

社会保険労務士は、社会保険労務士会に登録された年金や健康保険、労働保険などの手続きや相談に乗ることができ、国家資格者です。

下記の日程で無料相談会を実施します。

●**とき** 10月5日(土)10時から15時

●**ところ** テラス沼田(沼田市役所)4階防災会議室403

●**内容** 年金受給や手続きに関する相談、働き方改革や労使間トラブルに関する相談、成年後見制度に関する相談

●**お問い合わせ** 群馬県社会保険労務士会渋川支部 支部長 山本和久  
☎0279・89・1664